

手術施設基準

2025年1月1日～2025年12月31日

区分1に分類される手術

[ア] 頭蓋内腫瘍摘出術等	1 件
[イ] 黄斑下手術等	0 件
[ウ] 鼓室形成手術等	0 件
[エ] 肺悪性腫瘍手術等	0 件
[オ] 経皮的カテーテル心筋焼灼術	0 件

区分2に分類される手術

[ア] 靭帯断裂形成術手術等	37 件
[イ] 水頭症手術等	4 件
[ウ] 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 件
[エ] 尿道形成手術等	0 件
[オ] 角膜移植術	0 件
[カ] 肝切除術等	0 件
[キ] 子宮附属器悪性腫瘍手術等	0 件

区分3に分類される手術

[ア] 上顎骨形成術等	0 件
[イ] 上顎骨悪性腫瘍手術等	0 件
[ウ] バセドウ甲状腺全摘 (亜全摘)術(両葉)	0 件
[エ] 母指化手術等	0 件
[オ] 内反足手術等	0 件
[カ] 食道切除再建術等	0 件
[キ] 同種死体腎移植術等	0 件

区分4に分類される手術

0 件

その他の区分に分類される手術等

[ア] 人工関節置換術	223 件
[イ] 乳児外科施設基準対象手術	0 件
[ウ] ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術	0 件
[エ] 冠動脈、大動脈バイパス移植術 (人工心肺を使用しないものを含む) 及び体外循環を要する手術	0 件

[オ] 経皮的冠動脈形成術	0 件
経皮的冠動脈粥腫切除術 及び経皮的冠動脈ステント留置術	

2026年1月5日